

毎週火・金曜日発行



秋田県公報

目 次

規 則

- 市町村への権限移譲の推進に関する条例に基づき権限移譲対象事務等の範囲を定める規則の一部を改正する規則(七九・分権改革推進室)……………1
- 工業等導入地区における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則(八〇・税務課)……………1
- 衛生事務に関する知事の権限を保健所長に委任する規則の一部を改正する規則(八一・健康推進課)……………1
- 秋田県医学士修学資金等貸与条例施行規則の一部を改正する規則(八二・医務課)……………2
- 秋田県営観光レクリエーション施設条例施行規則の一部を改正する規則(八三・観光課)……………2

規 則

市町村への権限移譲の推進に関する条例に基づき権限移譲対象事務等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十二月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第七十九号

市町村への権限移譲の推進に関する条例に基づき権限移譲対象事務等の範囲を定める規則の一部を改正する規則
市町村への権限移譲の推進に関する条例に基づき権限移譲対象事務等の範囲を定める規則(平成十六年秋田県規則第七十五号)の一部を次のように改正する。
第二条の表第八号を次のように改める。

- 八 条例別表第四 浄化槽法施行細則(昭和六十年秋田十三第十号の規 県規則第四十一号) 第二条の規定によ

則で定める事務 する浄化槽の設置等の届出の受理書の交

付

この規則は、公布の日から施行する。

工業等導入地区における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十九年十二月二十八日

秋田県規則第八十号

秋田県知事 寺 田 典 城

工業等導入地区における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則

工業等導入地区における県税の課税免除に関する条例施行規則(昭和五十九年秋田県規則第十九号)の一部を次のように改正する。
題名中「工業等導入地区」の下に「及び同意集積区域」を加える。

第一条中「工業等導入地区における県税の課税免除に関する条例」を「工業等導入地区及び同意集積区域における県税の課税免除に関する条例」に改める。
第四条(見出しを含む)中「第三条第一項」を「第四条第一項」に改める。
第五条(見出しを含む)中「第三条第二項」を「第四条第二項」に改める。

第六条中「第三条第四項」を「第四条第四項」に改め、「に条例第二条第二項」の下に「又は第三条第一項」を加え、「第三条第三項」を「第四条第三項」に改め、同条に次の一号を加える。
五 条例第三条第一項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平成十九年法律第四十号)第十四条第三項の規定による承認に係る通知書の写し

様式第二号中「工業等導入地区及び同意集積区域における県税の課税免除に関する条例」に改める。
附 則
(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。(経過措置)
- 秋田県工業化等促進条例及び工業等導入地区における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例(平成十九年秋田

県条例第九十八号) 附則第三項の規定の適用を受ける申告書の提出をした者は、この規則の施行の日から三十日以内に、この規則による改正後の工業等導入地区及び同意集積区域における県税の課税免除に関する条例施行規則第六条各号に掲げる書類を地域振興局長に提出しなければならない。

3 この規則による改正前の工業等導入地区における県税の課税免除に関する条例施行規則に定める様式により作成された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

衛生事務に関する知事の権限を保健所長に委任する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十九年十二月二十八日

秋田県規則第八十一号

秋田県知事 寺 田 典 城

衛生事務に関する知事の権限を保健所長に委任する規則の一部を改正する規則

衛生事務に関する知事の権限を保健所長に委任する規則(昭和三十一年秋田県規則第十一号)の一部を次のように改正する。
別表第二十八号の五(三)中「第五条第四項」を「第五条第四項ただし書」に改め、同号中(六)を(七)とし、(七)を(八)とし、(八)の次に次のように加える。
(九) 第十二条の二第一項の規定により、浄化槽に係る水質に関する検査を受けることを確保するために必要な指導及び助言をすること。
(十) 第十二条の二第二項の規定により、浄化槽に係る水質に関する検査を受けるべき旨の勧告をすること。
(十一) 第十二条の二第三項の規定により、浄化槽に係る水質に関する検査を受けるべき旨の勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

別表第二十八号の五中(五)を(十)とし、(四)を(九)とし、(八)の次に次のように加える。
(九) 第十一条の二の規定による浄化槽の使用の廃止の届出を受けること。
(十) 別表第二十八号の五(三)の次に次のように加える。

- 別表第二十八号の五(三)の次に次のように加える。
(四) 第七条第二項(第十一条第二項において準用する場合を含む)の規定による浄化槽に係る水質に関する検査の実施の報告を受理すること。
(五) 第七条の二第一項の規定により、浄化槽に係る水質に関する検査を受けることを確保するために必要な指導及び助言をすること。
(六) 第七条の二第二項の規定により、浄化槽に係る水質に関

する検査を受けるべき旨の勧告をすること。
 (七) 第七条の二第三項の規定により、浄化槽に係る水質に関する検査を受けるべき旨の勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

別表第二十八号の七を次のように改める。

二十八の七 浄化槽法施行細則(昭和六十年秋田県規則第四十一号)に関する事項
 第二条の規定により、浄化槽の設置等の届出の受理書を交付すること。

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田県医学生修学資金等貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十二月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第八十二号

秋田県医学生修学資金等貸与条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県医学生修学資金等貸与条例施行規則(平成十七年秋田県規則第五十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「県内の」を削る。

第十四条第一項中「第九条第一項第一号」を「第九条第一項第一号(一)」に改める。

第二十一条中「及び第八条第二項第一号」を「第八条第二項第一号及び第九条第一項第一号(一)」に改める。

第二十二条中「及び第七条第一項第三号」を「第七条第一項第三号及び第九条第一項第一号(一)」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田県営観光レクリエーション施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十二月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第八十三号

秋田県営観光レクリエーション施設条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県営観光レクリエーション施設条例施行規則(平成四年秋田県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表秋田県営矢島スポーツ宿泊センターの項を削る。

第五条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げる。

別表秋田県営矢島スポーツ宿泊センターの項を削る。

附 則

この規則は、平成二十年一月一日から施行する。

発 行 者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印 刷 所

印 刷 者

秋田市山王七丁目五番二十九号
 株式会社 松原印刷社
 電話 862-8766 FAX 863-0005
 Email: matsuhara@matshiharansu.co.jp
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 松原繁雄